（帳簿）

第七十一条　［略］

2　法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一～五　［略］

六　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器については、経過年数四年一月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年一月を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から二年三月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

七～十三　［略］

3・4　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（第一種製造設備に係る技術上の基準） **第六条**　［略］ 2　製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　液化石油ガスの製造は、その発生、加圧、減圧又は充塡において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。 イ～ホ　［略］ ヘ　容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。）であつて当該容器の刻印等（法第四十五条並びに第四十九条の二十五第一項及び第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）で定める刻印等に限る。第九条第二項第一号ヌ、第十三条第二項第五号、第十九条第二号ハ、第四十八条第一号の二及び第四十九条第一号の二において同じ。）に示された年月から十五年を経過したものには、液化石油ガスを充塡しないこと。 二～七　［略］ 3　［略］ （令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等） **第九十二条の二**　［略］ 2　前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。）を明らかにして行わなければならない。 3・4　［略］	（第一種製造設備に係る技術上の基準） **第六条**　［略］ 2　製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　液化石油ガスの製造は、その発生、加圧、減圧又は充塡において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。 イ～ホ　［略］ ヘ　容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。）であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものには、液化石油ガスを充塡しないこと。 二～七　［略］ 3　［略］ （令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等） **第九十二条の二**　［略］ 2　前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者については、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者については、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。）を明らかにして行わなければならない。 3・4　［略］